

「おおのSDGsパートナー連絡協議会」設置要項

(名称)

第1条 本会は、「おおのSDGsパートナー連絡協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、企業、団体、教育機関等（以下「団体等」という。）のSDGsの達成に向けた取組みの情報共有及び団体等同士の連携を促進し、市内におけるSDGsの普及啓発及び持続可能なまちづくりに向けた活動の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の取組みを行うものとする。

- (1) SDGsに関する理解促進と普及啓発
- (2) 会員相互間の連携を促進するための情報共有
- (3) その他SDGsの推進に関する活動

(組織)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する「おおのSDGsパートナー」をもって組織する。

(対象者)

第5条 おおのSDGsパートナーの対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 「ふくいSDGsパートナー」に登録する団体等で市内に活動の拠点を置く者
- (2) SDGsに関する事項を連携事項に掲げて大野市と連携協定を締結する団体等
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

(登録)

第6条 おおのSDGsパートナーに登録しようとする者は、市長に登録申込書（様式第1号）又はこれに準ずる書類を提出するものとする。

2 市長は、登録申込書等を確認し、適当と認められるときは、登録承認書（様式第2号）を申込者に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、登録の日から2年経過後の日が属する事業年度の末日までとする。

2 有効期間満了の1か月前までにおおのSDGsパートナーから退会の申し出がない限り、有効期間は1年間自動更新されるものとする。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、行政経営部政策推進課に置く。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和5年12月7日から施行する。